

議案第48号

さいたま市市営住宅条例及びさいたま市市民住宅条例の一部を改正する条例の
制定について

さいたま市市営住宅条例及びさいたま市市民住宅条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市営住宅条例及びさいたま市市民住宅条例の一部を改正する条例
(さいたま市市営住宅条例の一部改正)

第1条 さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）の一部を
次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入居者の費用負担義務) 第25条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1)・(2) [略] (3) 給水施設、し尿処理施設、汚水処理施設、昇 降機及び共同施設等の使用に要する費用並びに <u>共同施設等及び排水施設等の維持に要する費用</u> (4) [略] 2 市長は、前項各号に掲げる費用のうち、 <u>入居者</u> の共通の利益を図るために必要があると認める費 用を入居者から徴収することができる。 3 <u>前項の規定により市長が徴収することとした費</u> <u>用（以下「共益費」という。）の額は、毎年度、</u> <u>市営住宅の状況により、市長が定める。</u> 4 第19条及び第20条の規定は、 <u>前項の共益費</u> について準用する。この場合において、 <u>これらの</u> <u>規定中「家賃」とあるのは、「共益費」と読み替</u> <u>えるものとする。</u>	(入居者の費用負担義務) 第25条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1)・(2) [略] (3) 給水施設、し尿処理施設、汚水処理施設、昇 降機及び共同施設等の使用に要する費用及び排 水施設等の維持に要する費用 (4) [略] 2 市長は、 <u>借上げに係る公営住宅にあつては、前</u> <u>項各号に掲げる費用のうち、その入居者の共通の</u> <u>利益を図るために必要があると認める費用（以下</u> <u>「共益費」という。）</u> を入居者から徴収すること ができる。 3 <u>前項に規定する共益費の額は、毎年度、当該借</u> <u>上げに係る公営住宅の状況により、市長が定める。</u> 4 第19条及び第20条の規定は、 <u>第2項の共益</u> <u>費について準用する。この場合において、<u>同条中</u></u> <u>「家賃」とあるのは「共益費」と読み替えるもの</u> <u>とする。</u>

(さいたま市市民住宅条例の一部改正)

第2条 さいたま市市民住宅条例（平成13年さいたま市条例第268号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）<u>第1条第4号の規定により算出した額をいう。</u></p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 給水施設、し尿処理施設、汚水処理施設、昇降機及び共同施設の使用に要する費用<u>並びに共同施設及び排水施設等の維持に要する費用</u></p> <p>(4) [略]</p> <p><u>2 市長は、前項各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るために必要があると認める費用を入居者から徴収することができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により市長が徴収することとした費用（以下「共益費」という。）の額は、毎年度、市民住宅の状況により、市長が定める。</u></p> <p><u>4 第14条の規定は、前項の共益費について準用する。この場合において、同条中「家賃」とあるのは、「共益費」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(明渡し請求等)</p> <p>第24条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の承認を取り消し、及び当該入居者に対し、当該市民住宅の明渡しを請求することができる。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）<u>第1条第3号の規定により算出した額をいう。</u></p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 給水施設、し尿処理施設、汚水処理施設、昇降機及び共同施設の使用に要する費用及び排水施設等の維持に要する費用</p> <p>(4) [略]</p> <p>(明渡し請求等)</p> <p>第24条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の承認を取り消し、及び当該入居者に対し、当該市民住宅の明渡しを請求することができる。</p>

(1) [略] (2) 家賃又は共益費を3月以上滞納したとき。 (3)～(8) [略] 2～4 [略]	(1) [略] (2) 家賃を3月以上滞納したとき。 (3)～(8) [略] 2～4 [略]
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。